

平成29年第3回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成29年11月6日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成29年11月6日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	閉会	平成29年11月6日	16時44分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	鳥飼勝美	出
	4番	栗野久明	出	11番	大山勝代	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	品川義則	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	6番	牧菌綾子	7番	木村照夫		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田和彦		(係長) 久保山晃治		(書記) 久保山裕香	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	産業振興課長	鶴田勝美		
	副町長	酒井英良	建設課長	古賀浩		
	教育長	大串和人	会計管理者	村山留美		
	総務企画課長	熊本弘樹	教育学習課長	井上克哉		
	財政課長	平野裕志	産業振興課参事	寺崎一生		
	まちづくり課長	内山十郎				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
提案理由説明
- 日程第3 議案第32号 基山町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第33号 基山町合宿所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第34号 基山町条例を廃止する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第35号 基山町合宿所建設工事請負契約について
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第8 議案第36号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第6号）
議案審議
- 日程第9 議案第32号 基山町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第33号 基山町合宿所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第34号 基山町条例を廃止する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第35号 基山町合宿所建設工事請負契約について
- 日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第14 議案第36号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 委員会付託
- 日程第16 総務文教常任委員長報告（付託議案第33、34、35、36、承認第5号）
- 日程第17 厚生産業常任委員長報告（付託議案第32号）
討論・採決
- 日程第18 議案第32号 基山町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第33号 基山町合宿所の設置及び管理に関する条例の制定について

- 日程第20 議案第34号 基山町条例を廃止する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第35号 基山町合宿所建設工事請負契約について
- 日程第22 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第23 議案第36号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第6号）

～午前 9 時30分 開会～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより平成29年第 3 回基山町議会臨時会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（品川義則君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、牧菌綾子議員と木村照夫議員を指名
します。

日程第 2 会期の決定

○議長（品川義則君）

日程第 2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は本日 1 日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3～ 8 議案第32号～議案第35号、承認第 5 号、議案第36号

○議長（品川義則君）

日程第 3. 議案第32号から日程第 6. 議案第35号まで、日程第 7. 承認第 5 号、日程第 8.
議案第36号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。議員の皆様におかれましては、朝早くから第 3 回臨時会あり
がとうございます。11月になりまして、3 連休でございましたけど、いろいろなイベントが
基山中で繰り広げられた、そういう時期に来ていると思います。また、12月に向けていろ
ろなイベントがたくさんございますので、またいろいろと御協力、御支援のほどよろしくお
願いいいたします。

それでは、平成29年第 3 回臨時会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申
し上げます。

今回は条例案件が3件、工事請負契約案件が1件、専決処分承認案件が1件、予算案件1件を上程いたしております。

それでは、順次、提案理由について説明いたします。

まず、議案第32号 基山町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

イノシシによる農産物等の被害対策に取り組む際の負担軽減及び意欲向上並びに耕作放棄地対策として放牧されているエミューの活用を促進することを目的に、イノシシ及びエミューの肉を食肉として活用するため、基山町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第33号 基山町合宿所の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

合宿を通じて心身の健全な発展と文化、スポーツの振興及び地域の活性化を図ることを目的に、基山町合宿所を設置するため、基山町合宿所の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第34号 基山町条例を廃止する条例の一部改正についてでございます。

歴史民俗資料館を老朽化等に伴い閉館するため、基山町立歴史民俗資料館設置及び管理条例を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第35号 基山町合宿所建設工事請負契約についてでございます。

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成29年10月23日指名競争入札に付した「基山町合宿所建設工事」について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

これは第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴い、一般会計の予算に補正が急務なため、平成29年10月4日付で行った専決処分の承認を求めるもの

でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

次に、議案第36号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

今回、補正予算として2,490万円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額、歳入歳出とも69億4,479万3,000円となります。

また、今回、基山町ジビエ解体処理施設及び基山町合宿所の指定管理料について債務負担行為の設定をお願いしております。

補正予算の主なものにつきましては、合宿所の建設工事費の追加及び施設備品及び歴史民俗資料館等解体工事設計業務委託料の増額をお願いしております。

詳細につきましては、担当課長より説明いたします。

以上でございますので、どうぞ御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

以上で町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に担当課長の詳細説明を求めます。

議案第32号の詳細説明を求めます。鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

それでは、議案第32号 基山町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

この条例につきましては、町内におけるイノシシによる農作物等の被害軽減に取り組む際の負担軽減及び意欲向上、また耕作放棄地対策として放牧されているエミューの活用を促進することを目的に、ジビエ解体処理施設の設置及び管理について条例を制定するものでございます。

第1条では（設置）について定めております。

第2条では（名称及び位置）について規定しており、名称は基山町ジビエ解体処理施設とし、位置は基山町大字小倉2141番地30と定めております。

第3条では（利用の許可）について、第4条では（利用許可の制限）を定めております。

2ページをお願いいたします。

第5条では（使用料）について、別表のように定めており、議案書の4ページをお願いいたします。

別表（第5条、第16条関係）でございます。施設の使用料として、1時間当たり、町内に居住または事業所を有する者が利用する場合は1,000円、それ以外の場合は2,000円としております。

議案書の2ページにお戻りください。

第6条では（使用料の減免）について、第7条では（使用料の還付）について、第8条では（権利の譲渡等の禁止）について、第9条では（利用許可の取消し等）について、第10条では（禁止行為）について、第11条では（職員の立入り及び指示）について、第12条では（原状回復の義務）について定めております。

3ページをお願いいたします。

第13条では（損害賠償）について定めております。

第14条では（指定管理者による管理）について定めており、施設設置の目的を効果的に達成するために必要があるときは指定管理者に施設の管理を行わせることができるとしております。

第15条では（指定管理者が行う業務の範囲）について、第16条では（利用料金）について指定管理者に収受させることができるとしております。

第17条では（準用）について、指定管理者に施設の管理を行わせる場合の準用について定めております。

第18条では（委任）について、「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」としております。

附則では、この条例の施行日を平成30年4月1日としており、また、準備行為として、「この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。」としております。

以上で議案第32号 基山町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

議案第33号の詳細説明を求めます。内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それでは、議案第33号 基山町合宿所の設置及び管理に関する条例の制定について、詳細

説明をさせていただきます。

議案書5ページをお願いいたします。

今回の条例制定につきましては、心身の健全な発達と文化、スポーツの振興及び地域の活性化を図ることを目的に、基山町合宿所を設置するため、条例制定を行うものでございます。

第1条では（設置）について定めております。

第2条では（名称及び位置）について規定しており、名称は基山町合宿所とし、位置は基山町大字宮浦695番地6と定めております。

第3条では、合宿所の設置として宿泊施設と食堂施設を置くと定めております。

第4条では（利用の許可）、第5条では（利用許可の制限）について定めております。

6ページをお願いいたします。

第6条では（使用料等）について定めております。

議案書8ページをお願いいたします。

別表（第6条、第17条関係）でございます。宿泊施設の料金としまして部屋ごとにお支払いいただきます室料として、8人部屋は3,900円、6人部屋は3,600円、4人部屋は2,400円と定めております。さらに、御宿泊お一人1泊ごとに大人800円、高校生400円、中学生以下200円と定めております。また、部屋貸しの場合の室料としまして1時間当たり200円、その他各施設の料金を表のとおり定めております。

6ページのほうにお戻りください。

第7条では（使用料の減免）、第8条では（使用料の還付）、第9条では（権利の譲渡等の禁止）、第10条では（利用許可の取消し等）、第11条では（禁止行為）、第12条では（職員の立入り及び指示）、第13条では（原状回復の義務）について定めております。

7ページをお願いいたします。

第14条では（損害賠償）の義務について定めております。

第15条では（指定管理者による管理）について定めております。合宿所の目的を効果的に達成するために、必要があるときは指定管理者に施設の管理を行わせることができるとしております。

第16条では（指定管理者が行う業務の範囲）について、第17条では（利用料金）の指定管理による収受について、指定管理者の収入として収受できるものと定めております。

第18条では、指定管理者に合宿所の管理を行わせる場合の準用について定めております。

第19条では（委任）について定めております。

附則では、この条例の施行日を平成30年4月1日としております。また、準備行為として、「この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。」としております。

以上で基山町合宿所の設置及び管理に関する条例の制定について詳細説明を終わります。

御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

議案第34号の詳細説明を求めます。井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

議案の9ページ、議案第34号 基山町条例を廃止する条例の一部改正について御提案申し上げます。

基山町歴史民俗資料館は建設から35年余りが経過して老朽化しておるために、これを閉館し、解体するために基山町立歴史民俗資料館設置及び管理条例を廃止する必要があります。そこで、今回この基山町条例を廃止する条例の一部改正を御提案させていただきます。

資料館に現在収蔵している資料については、役場車庫棟と地下倉庫、若基小のプレハブ倉庫に移設をし、整理作業については役場車庫棟の2階会議室で行います。

解体後の跡地については、民間保育所を誘致する予定となっています。

解体工事については、年度内に行う予定にしておりまして、議案資料の16ページに工程のほうをつけておりますので、こちらのほうをごらんください。

資料の16ページで、今回議会のほうに議案を提出させていただいて、年内の解体工事、そして資料、収蔵物の移動を予定しております。この部分についても、12月の議会において解体工事の委託料と資料館内の資料、収蔵物の移転のための費用を上げさせていただく予定でございます。

以上で議案第34号についての詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

議案第35号の詳細説明を求めます。内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

それでは、議案第35号 基山町合宿所建設工事請負契約について、詳細説明をさせていた

だきます。

議案書10ページをお願いいたします。

今回の議案は、基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成29年10月23日に指名競争入札に付しました基山町合宿所建設工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は基山町合宿所建設工事、請負金額は9,158万4,000円、契約の相手先は株式会社坂口組基山支店でございます。

議案資料17ページをお願いいたします。

建設工事請負契約仮契約書の写しでございます。

18ページをお願いいたします。

基山町入札成績表でございます。5者による入札の結果、1回目で株式会社坂口組基山支店が落札いたしました。落札率は、98.9%でございます。

19ページをお願いいたします。

基山町合宿所建設工事の配置図でございます。今回の建設工事は、既存の食堂施設の西側に新たに宿泊施設を建設するものでございます。

20ページには1階平面図、21ページには2階平面図、22ページには立面図をお示ししております。

玄関を入りますと浴室、トイレを通りまして、ベッドを配置しております。4人部屋、8人部屋を配置し、その奥には畳の6人部屋2つを配置しております。

2階は1階とほぼ同じ配置となっております。

多目的トイレにつきましては、1階に配置をしております。

以上で基山町合宿所建設工事請負契約について詳細説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（品川義則君）

承認第5号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

それでは、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第5号））について説明を申し上げます。

議案書の11ページ、12ページをお願いいたします。

去る10月22日の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に伴い、その執行経費を予算化する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、10月4日付で専決処分をさせていただきました。その承認をお願いするものでございます。

議案書の13ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに既定の予算総額に929万3,000円を追加し、総額をそれぞれ69億1,989万3,000円とするものでございます。

14ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、14款 県支出金、3項 委託金に929万3,000円の追加をしております。

15ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款 総務費、4項 選挙費に1,017万5,000円を追加し、14款 予備費を88万2,000円減額することで、財源調整を図らせていただきました。

次に、内容につきましては事項別明細書により説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入では、14款 県支出金、3項 委託金、1目 総務費委託金、6節 選挙費委託金に衆議院総選挙委託金として929万3,000円の追加をしております。

4ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。2款 総務費、4項 選挙費、3目 衆議院議員選挙費です。1節 報酬に開票管理者報酬など77万1,000円、3節 職員手当等に職員時間外勤務手当として560万7,000円、12節 役務費に通信運搬費など128万1,000円、13節 委託料に選挙管理システム改修業務委託料など83万5,000円の追加をしております。3目の合計では1,017万5,000円の追加となります。

6ページをお願いいたします。

14款 予備費でございます。今回88万2,000円を減額し、財源調整を図らせていただいております。

以上で基山町一般会計補正予算（第5号）に係る専決処分についての説明を終わらせていただきます。御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（品川義則君）

議案第36号の詳細説明を求めます。平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

続きまして、議案第36号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第6号）について説明をさせていただきます。

議案書の16ページをお願いいたします。

第6号の補正予算につきましては、歳入歳出ともに既定の予算総額に2,490万円を追加し、総額をそれぞれ69億4,479万3,000円とするものでございます。

17ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、17款 繰入金に2,490万円の増額をお願いしております。

18ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款 総務費に67万8,000円、10款 教育費に2,676万9,000円の追加をお願いし、14款 予備費を254万7,000円減額することで、財源調整を図らせていただいております。

19ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

基山町ジビエ解体処理施設指定管理料として、平成30年度から32年度までの3年間で、限度額600万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

また、基山町合宿所指定管理料として、平成30年度から平成32年度までの3年間で、限度額1,985万5,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。

議案資料の31ページから33ページにかけて、それぞれの指定管理料の算定資料を掲載しておりますので、後もってお目通しをお願いいたします。

次に、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、17款 繰入金、1項 基金繰入金、10目 ふるさと応援寄附基金繰入金に2,490万円の増額をお願いしております。

こちらにつきましては、議案資料の26ページにふるさと応援寄附基金繰入金の充当事業一覧として当初予算から今回の補正予算までの充当事業状況を掲載いたしておりますので、こちら

も後もってお目通しをお願いいたします。

事項別明細書の4ページでございます。

歳出につきましては、2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費に庁用車の運転業務及び秘書業務に係る臨時雇賃金として58万5,000円、社会保険料として9万3,000円の追加をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

10款. 教育費、4項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費に合宿所整備に係る経費として、11節. 需用費に消耗品費11万9,000円、12節. 役務費に水道加入手数料11万1,000円、15節. 工事請負費に1,966万7,000円、18節. 備品購入費に施設備品として518万4,000円の追加をお願いしております。

工事請負費の重立ったものとしましては、受水槽及び宿泊棟用合併浄化槽の新設、宿泊棟周りの舗装、雨水排水、フェンス設置、スロープ設置の外周工事などです。

施設備品につきましては、議案資料の30ページに一覧表を掲載しておりますので、こちらのほうも後もってお目通しをお願いいたします。

次に、5ページですけれども、3目の文化財保護費、13節. 委託料でございます。歴史民俗資料館等解体工事設計業務委託料として168万8,000円の追加をお願いしております。これは、歴史民俗資料館を廃止し、その用地を民間保育所用地として活用するために更地にするためのものがございます。

6ページをお願いいたします。

最後に、14款. 予備費でございます。254万7,000円を減額し、財源調整を図らせていただいております。

以上で平成29年度基山町一般会計補正予算（第6号）についての説明を終わらせていただきます。御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（品川義則君）

詳細説明が終わりましたので、ここで10時5分まで休憩いたします。

～午前9時55分 休憩～

～午前10時5分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程第9 議案第32号

○議長（品川義則君）

日程第9．議案第32号 基山町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

議案書の4ページのところの別表の1時間当たりの使用料が載っておりますが、イノシシに関しては想定をされている時間で大丈夫だろうと思うんですが、今現在、エミューは大体どれぐらいかかるとかいうのはおわかりですか。というのも、この前シンポジウムで、例えば、羽の利用だとか、油の利用だとかいろいろされていたんですけど、これぐらいの時間の金額で大丈夫でしょうか。そのあたりどんなふうにお考えでしょう。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

牧菌議員御指摘のとおり、エミューの解体というのが今回初めて、網走での事例はあると思いますけれども、大体そちらとの比較ということにはなるとは思いますけど、羽をむしるとか、行為がありますので、イノシシよりも時間がかかるものとは想定しております。ただし、使用料につきましてはその場所を使用する時間ということですので、同じように、価格帯は設定させていただいております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

エミューに関しては、1日に何羽もということはないんでしょうけど、やはりそれである程度エミューの肉も解体してルートに乗せて利益が出るというふうにしていくならば、どう考えても時間はかかるから、1頭当たりのコストがどうなんだろうというふうに思うんですけど、一律、要するに時間で割ってしまうと、やっぱりなれたイノシシのほうが早くされるんであろうと思うんですけど、そのあたり、使用料に関してはもう時間で決めてあるから、途中で、いや、これはちょっと捨てる場所がないということで、エミューのことをシンポジウムでおっしゃっていたんで、かなりの時間かかるんじゃないかなと。私もしたことがないから想像なんですけど、そういうことでの変更とかいうのは、一応これで上程はされてお

ますけど、途中でそういう何かあったときに、ちょっとこれじゃやれないからというふうなことはお考えですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

エミューの解体につきましては、あと、申しおくれたんですけれども、肉としての部位というのはももだけということで、イノシシと比べたら解体する、その意味では少なくなると考えております。それと、議案のほうで指定管理者のことも触れておりますけれども、そちらのほうで、第16条の第3項ですけれども、仮に指定管理者が管理していただけるようになった際には、指定管理者がまた使用料の設定はできるということでありますので、1,000円よりも落ちてくる可能性も出てくるのではないかと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。松石信男議員。

○12番（松石信男君）

1つだけ。資料をいただいて、7ページなんですけど、ジビエの解体処理施設の備品と申しますか、それ関係で、例えば、ナンバー1、2、3の移動とか、包丁を殺菌したとか、一槽シンクですか、これは5、6、7にも書いてあるんですよ。これ何で同じものをこのように書かれているのか。同じものならば数量2でいいのではなかろうかとこっちは思うわけですが、わざわざ別々にしてあるわけですが、これは何ですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

6ページの資料のほうに配置図というのをつけさせていただいているんですけれども、部屋ごとにつけるということで、まとめて番号を振るとなかなかわかりづらいかなということ、かえってわかりづらかったのかもしれないけれども、部屋に対応したことでそれぞれ再掲させた形で表示させていただいております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

部屋ごとにということを、イノシシとエミューの部屋ごとということなんですかね。数量は2でいいじゃないですか。わざわざ1、1、1……

○議長（品川義則君）

松石信男議員、資料6ページの番号を振ってある部分と同じ番号ではないかということなんですけれども。

○12番（松石信男君）

ちょっとよくわからないんですが。済みません、説明ください。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

保健所の協議の中で、包丁等も何カ所か上げていますけれども、部屋ごとで使い分けるよという指示が来ております。そういったことでそれぞれ包丁なりテーブルは設置しますよという意味で、あえて別で書かせていただいております次第です。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

まず1点目、議案書の、牧菌議員がお尋ねになられたところの部分です。これ詳細の中に1では基山町内に居住または事業所を有する者が1時間当たり1,000円ですけど、事業所といたら、端的に考えるとエミューのほうじゃないかと思うんですよね。イノシシで事業所というところは何かあるんでしょうかね。それで、イノシシとかは免許を持った方が自分で解体するのに利用するとかいうことだったと思いますけど、個人でされるのと事業所である場合、同じ単価で考えられたようですけど、そこら辺はちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

大久保議員御指摘のとおり、事業所の中にはエミューの事業所も想定しておりますし、今後イノシシにつきましても事業所等でとられる可能性もあるかと思ひまして、事業所ということにつけ加えさせていただいております。その関係で町内の事業ということで、イノシシ

を捕獲する場合、個人であっても事業所であっても同等の価格帯を設定させていただいております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

じゃ、次に、事項別説明の中の部分でお尋ねしたいです。

ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則案のところの1ページ、2ページとありますけど、2ページの第12条で、ちょっと長いんですが、要するに選定委員会というのを開催するというふうに出ていますけど、この選定委員会の説明を簡単に、例えば、どういふ方が選定委員になられるのか、それから人数、そういうところを説明いただきたい。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

大久保議員御指摘の件につきましては要綱なんですけれども、基山町ジビエ解体処理施設指定管理者選定委員会設置要綱というものを別に定めまして、その中で、今後指定管理者の公募等していきますので、そちらのほうの審査をお願いしようと考えております。

それで組織につきましては、選定委員につきましては、まず6名お願いしようと考えております。農業委員会の会長、副町長、総務企画課長、財政課長、産業振興課長、まちづくり課長をメンバーとして選考委員会を開催したいと考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○2番（大久保由美子君）

それは大体いつごろの予定になりますか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

資料の4ページにもお示しさせていただいておりますけれども、今回この議案が議決いただいた場合におきましては、これから指定管理者の公募を行いまして、12月の中旬には選考等を行えればと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。木村議員。

○7番（木村照夫君）

また、使用料金の確認ですけど、確かに基山町内は1,000円、以外は2,000円と。

それで、そのイメージが資料に載っております。資料の9ページですね。ジビエ解体処理施設の利用イメージ、区分、持ち込み、解体処理、販売とございますが、もし免許を持っている人が個人で囲いわなでとったと、自分でばらして肉をとりたいんだというイメージは、一番上の、持ち込み捕獲者、解体処理捕獲者、販売捕獲者（自家消費）と、この欄でいいのか。これは町内やったら時間当たり1,000円要るのか。

あと、もう一点は、指定管理者制度になりました。囲いわなでとって、持ち込み捕獲者、解体処理を指定管理者にお願いした場合は。そういうパターンもあるかと思いますが、その場合は指定管理者が料金を設定するんだということなんですけれども、それでいいのか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

木村議員の御認識で間違いないと思います。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

それで、解体処理1時間1,000円と町外2,000円、その解体処理の根拠、何かをモデルにして、実際どのくらいかかったのか。自分以外——前ばらしたことございますけれども、30キロのイノシシをどのくらいの時間で枝肉までばらす時間、そういうことを実際やってみて、時間当たり1,000円という金額を出したんですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

使用料の算定につきましては資料の8ページなんですけれども、解体に係る経費なりその積み上げではなくて、施設にかかった経費等を時間当たりに割り戻して、そういったところで計算をしているので、お示ししました1,000円、2,000円ということを出させていただきます。

おります。

○議長（品川義則君）

木村議員。

○7番（木村照夫君）

果たしてそれでいいのかね。時間当たり1,000円だよと、この表では出していますけれども、実態とかけ離れた計算ではないかなと思ひまして、問いました。こっちの行政のほうがそれでいくと言ったらいかなくはないけれども、実際的にえらい格差が出た場合たい、そういうときに、その金額というのはまた検討されるんですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

使用料につきましては、使用料のガイドライン指針に沿ひまして見直し等は時期が来たら行うということで考えておりますけれども、そのほかに使用料の減免というものを規則に定めておりまして、駆除活動とか、そういったところについては減免ができるようにしておりますので、そのあたりで対応したいと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

こういう食肉といいますか、画期的な条例制定でございまして、今後のいろんな基山町の食肉といいますか、ジビエ関係のために非常にいい施設だと思っております。

私、いつも第1条を見るんですよね。この施設は何のための施設なのかと。町民の皆さん方から見て、第1条を見ればどういう意味で設置された施設というのがわかるように書いていただきたいと思うんですけど、ここで1つ、私がどうしても理解に苦しむのは、耕作放棄地対策としての放牧されているエミューというふうに。町民の方がこれを見たときに、私もどうも耕作放棄地対策としてエミューを飼育されて放牧されているのか。現実とこの施設の第1条の言葉、この関連性はどういうふうに位置づけられていますか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

今回、ダブルジビエということで、ダブルジビエプロジェクトの中で、今回こういうジビエ解体処理施設を建設しております。それで、ジビエという定義等ございますけれども、その中で基山町のジビエの定義が被家畜ということでさせていただいておりますので、そういったところで耕作放棄地の放牧という言葉を使わせていただいております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

いやいや、そういう考えじゃなくて、現実的に耕作放棄地対策として具体的にそういう事例があるのか、その辺を聞いているんですよ。難しいことじゃなくて、素直に読んだとき、耕作放棄地対策と書いてあるでしょう。だから、極端な言い方をすると、耕作放棄地対策とかはもう削除すべきじゃないかということなんですよ。基山町内で放牧されているエミューを活用するためというのを具体的に——具体的というか、そういうことで、何せ耕作放棄地対策として今後取り組むんですか、エミューを。その辺を聞いているんです。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

エミューの飼育につきましては、耕作放棄地対策で基山町としては活用していきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ちょっとその辺はつきりしよう。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

1つの事例としまして、エミューを飼っているところをローテーション化して、草が全然生えなくなったところにクワイモを植えて、そして違う場所に動かして、クワイモは連作障害を起こす作物というふうにも言われていますので、時期が来たら今度はクワイモのところにエミューを動かして、下の草が生えていないところにクワイモを植えたりして、今1つの

例としてそういう方法で一応作物をつくったりしておりますので、それがうまくいけば山間部で、要するに水が余り来ない、キクイモ自体は水を嫌いますので、そういうところにエミューとキクイモのローテーション化をしていけば、意外とヤマツキのほうで耕作放棄地がなくなっていくものかなというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は、基本的にはこういうジビエ解体処理施設は民間事業所が建設をする、それに対して町が補助するというのが本当は一番いいのかなとは思いますが、今回は、町が設置して指定管理者で事業所にさせるという形になっていますので、それは町の考え方ですからいいとは思いますが、こういうふうに食肉加工して、それを販売、流通に乗せると。大変、私はこれリスクというか、怖い面もあるなど実は思っているんですね。例えば、飼育されている牛とか豚とか鶏とかでしたら案外わかるんですが、こういうジビエという動物そのものがどういう菌を持っているのかというのがまだはっきりしない中で、きちっとした処理施設をつくったとしても、それがどのように管理されるのかによっては問題が出てくるかなと思うんです。

1つは、先ほどから少し出ていましたけれども、持ち込みされている、例えばイノシシを捕獲者が処理して、それを捕獲者が自家消費するというふうになっています。自家消費だったらそんなに問題ないかもしれませんが、もし、これが流通に乗る、販売されると、この販売された食肉、イノシシ肉によって健康被害等が発生した場合、誰が責任をとるのかという問題ですね。これがまた私は大変難しいのかなという気が1つはしています。そういう問題をどのようにクリアしていくのか。

もう一つ、エミューですね。私は何かのときにエミューはいろいろ言っても鳥だから、鳥インフルエンザの関係があるんじゃないかというふうに言ったことがあるんですが、やっぱり鳥ですから、鳥インフルエンザにかかる可能性はあるんですね。ただ、鳥インフルエンザで死ぬことはない、大型動物ですから。しかし菌を持っているエミューを解体した場合に、これがどのように、例えば、私もわかりませんよ、流通に乗った場合にどのような問題が出るのかとか、そうすると誰がこういうふうなときに損害賠償が出た場合に対応するのか。指定管理者がするのか、基山町がするのか、この辺の関係とかですね、私はもう少し

きちっと整理しとったほうがいいというふうに思いますけれども、この辺について、現段階でどのようなお考えか説明ください。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

重松議員が御指摘のとおり、衛生管理というのが一番心配される場所ではあると私たちも考えております。そういったこともございますので、指定管理者の方には衛生管理の関係のきちっとした研修を受けていただき、衛生法の許可もとっていただくように考えておりますし、一般の利用される方につきましても、単純に申請すれば許可するものではなくて、条件として衛生講習等を受けていただくような対応をお願いしようと考えております。

また、保障につきましては、指定管理者等と協議をして、その対応をきちっと仕様書の中に入れていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それでしたらね、私は、持ち込みは原則やめると。自家消費するんですから、捕獲された方が自分で解体して自家消費するというふうには、ジビエ解体処理場に持ってくるのは、基本的に全部指定管理者が取り扱おうと。そして指定管理者が捕獲者に渡す場合もありましょうし、流通にするというふうな形で、解体処理は指定管理者に全部させるんだと、一括するというふうにしたほうが一番、私は衛生管理含めて、その後の問題が発生した場合の対処方もいいのかなと思いますので、この辺をどのように考えるのかということと、ここが場所的な問題とかもあるんですけれども、私はこれはまた別の議案にあるんですけれども、農産物加工所を今回また設置するというふうな町の考えもありましょうけれども、本来は農産物加工所内にこういう処理解体施設をつくって、常時、誰かの目が届くといいたいまいしょうか、処理解体施設、今回の場合はキャンプ場ですので、人目になかなかつかないと、あけていないときには閉鎖した状態になっているというのがありますけれども、こういうふうには処理解体施設そのものの管理上の問題、今回キャンプ場につくりますから、誰もいない時間帯があるという、そういうふうな問題とかを今後どのようにクリアして安全面を担保していくのかというのがありますけれども、この辺はどのようにお考えですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課参事。

○産業振興課参事（寺崎一生君）

一般の方が利用される場合につきましては、指定管理者の職員が立ち会うように義務づけるように考えております。

○議長（品川義則君）

鶴田産業振興課長。

○産業振興課長（鶴田勝美君）

施設そのものの安全面の件なんですけれども、その問題につきましては、一応、指定管理者が常に連絡をとって施設に行けるというふうな体制は指定管理者ととりながら、そして、その施設の周りでいろんな問題が起きないように体制を、指定管理者と今後協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第32号に対する質疑を終結します。

日程第10 議案第33号

○議長（品川義則君）

日程第10. 議案第33号 基山町合宿所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○3番（末次 明君）

今回の合宿所建設及び今後の運営については多額の経費をつぎ込むわけですが、仮に指定管理とした場合、町民会館や体育施設の指定管理と違って、利用者の範囲というのが、この前も全協で伺いましたけど、一般の宿泊者ということで、広範囲に考えると利用幅も大幅にふえると思われまして。そういうふうに考えますと、今回の合宿所は、国の補助を受けて公の施設となるわけですが、利潤を追求して利益を出すということに制限、要するに料金面とか経営面で制限はかかっておるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

合宿所の宿泊施設につきましては、使用料金を定めまして行っておりますし、そこに対して指定管理料という形で委託料をお支払いしますが、食堂施設につきましては自主事業という形で、宿泊者に対して食事を提供する以外は自主事業を展開していただいて、より利益を追求していただいていいというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

それでは、この宿泊料金の設定なんですけれども、町内関係者の合宿については、この料金で十分だと思いますけど、やはり長年維持管理をしていくということになると、毎年、指定管理料も含め、年間の維持費、町が直接出すのもあるかと思えます。そういうのは極力減らさなくてはならないということは、指定管理者が利益を生んでいただくという形になると思えますので、その辺の区別というのは考えておられないのでしょうか。それと、この開所後、基山町が直接支払うと思われる年間の維持費というのはどういうふうなものがあるのでしょうか。指定管理者が、例えば電気料とかを払うんじゃないかと、改修とか、いろんな大型の備品をそろえるとかいうときです。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

1点目の御質問は、町内と町外料金という形というふうに理解してお答えしますけれども、基本的には、町外の方が利用される場合もあるかと思えますし、町内の各種団体がまさに合宿という形でやっていただくということもあるかと思えますので、初めての施設ではありますので、まずはより多くの方が使っていただけるような環境づくりを目指していきたいというふうに思っております。

それプラス、料金につきましては、一応3年ごとに使用料の見直しの基準がありますので、その中で再度判断をしていきたいというふうに考えております。

それと、今後、経費としましては、やはり宿泊施設でありますし、多くの方が利用された場合は修繕等も当然発生してくるとは考えておりますし、使っていく中で備品等も必要にな

る場合があるかと思しますので、そういったものが今後出てくるのではないかというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

そうすると、この宿泊所が開所して運営された場合に、基山町のほうに直接、収入という形で入ってくる金というのはあるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

食堂施設につきましては、自主事業という形で頑張っていて、収益を上げていただきたいと思っておりますので、そういった場合には収益が大きくもうかるといいますか、上がった場合には納付金という形で基山町にも一定額をいただきたいというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

確認ですけど、この施設は合宿するための宿泊施設なんですか、それとも、一般的に言うホテルとか、そういう宿泊施設なんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

今回の条例にも基山町合宿所ということでしておりますので、基本的には合宿をしていただく施設というふうには考えております。ただ、基山町には宿泊施設ございませんで、そういった方の合宿以外の目的を持った方の宿泊も認めていきますけれども、基本的には合宿所ということで考えております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、名称がいかにも基山町合宿所という、何かイメージとしてアピールするものがないので、前のところのジビエの施設もそうですけど、何か名称を、愛称みたいなものをつけての合宿所の名称というふうなものは考えられないのでしょうか。例えば、基山合宿所何々とか、僕は今思い浮かばないんだけど、何かそのようなことは考えられないんですか。広くアピールするための名称の工夫とか、そういうものは考えられないんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

名称の部分も検討しましたが、福祉交流館、あちらのほうも両方、愛称もあるんですけども、なかなか交流館ということで皆さん方の認知もあるのかなと思いますし、まず合宿所ということで、基山町にも合宿所をつくって、基山町をこういうふうに進捗していくということでアピールができて、なおかつ、なじんできた皆さんが来られたときにはそこでの愛称というのも今後考えていけるのではないかなと思いますが、今のところ合宿所ということでいきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。松石健児議員。

○1番（松石健児君）

済みません、所管ですけれども、1点だけ。一応この合宿所の施設は、宿泊施設と食堂施設、この2棟をもって合宿所ということでされておりますけれども、当初、食事は食堂でつくって有料で提供するというお話がありましたけれども、これ、中では6条の2に「食事に係る料金及びその納付方法については、町長が別に定める。」ということで書いておりますけれども、具体的に、宿泊者がいないときでも飲食店として営業するというようなこともおっしゃっていました。その辺の方向性はどういうふうにお考えになられているのか、やる方向で考えられているのか、あるいは、いろいろ負担軽減というところで出前なり、基山町で宅配事業等やっていますので、そういったもので対応するようなことも考えられないのか、その辺の方向性をお示してください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

合宿所にお泊まりになられた方の食事の料金については、今後指定管理者が決まりましたら、そこと協議しながら、一定、宿泊される場合の昼食、夕食料金という形での料金の設定はしていきたいというふうには考えております。今のところ一定額を決めながら、プラスのメニューとして指定管理者が自主事業でうちが指定したもの以外を選ばれるのであれば、それはメニューの中に出していただくという形で考えております。基本的に、合宿所に泊まられて食事を希望される場合には、それぞれの料金を定めながらいきたいというふうに考えております。

それとあと、出前あたりも、あとは指定管理者との協議ですけれども、一定場所を確保しながら、そこでデリバリーというか、とられた分を食べられることも今後検討していきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○1番（松石健児君）

その点は理解しましたけれども、結局、宿泊者がいないときに、昼食等、食堂として提供していく方向性で考えられているのかというところです。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

その分は自主事業として自由に食堂施設、基本的に合宿所の宿泊者に対して食事を提供する場所として食堂施設として位置づけておりますけれども、そこは指定管理者の自主事業として宿泊者に食事を提供する以外ときには普通の食堂として営業していただくと。それを自主事業として、そこで収益を上げていただいて構わないということで考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。栗野議員。

○4番（栗野久明君）

1点だけ確認ですが。まず、利用の許可の分ですが、利用の許可と使用料の関係をちょっとお聞きしたいんですが、スケジュールとか、町の行事とか、いろんなことで利用客が重なった場合の調整でまず許可をいただくというような形でなっていると思っております、まず、町長の許可、もしくは置きかえて指定業者の許可が要ると。そうした場合の今度いい

ですよと、おたく使っていていいですよということでもらった場合の使用料の支払いはどの時点でやればいいんですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

議案資料の10ページ、規則のほうを載せさせていただきまして、第3条で（利用の許可）をうたっておりまして、利用許可を受けようとする者は、利用する6カ月前から利用する7日前までに申請書をまず出していただいて、許可を得なければならないと。そして、4条で（使用料）としまして、「許可を受けた者は、許可書の交付を受けた後、直ちに料金を納付しなければならない。」という形で、これは許可を受ければ、流れとしましては、申し込みをされて、あいていて条件が合えば許可を出しますので、その場で納付していただくという形で、基本的に前納という形で行っていただくことを考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久昭君）

前納ということで、町外の方の利用の場合は、許可しますということであれば振り込みとかなんとかで先に送るとのことじゃなくて、泊まる日に直前で支払うということもできるわけですか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

そこは指定管理者のほうと話をしまして、指定管理者のほうが振り込みを受けてという形で、やはり通常ホテルの場合であればその場というものはあるんですけども、取り消しであったりとか、例えば、ぎりぎり、通常ホテルとかで泊まれた場合もぎりぎりの場合はキャンセル料というか、そういった場合もありますので、そういったこともありますので、基本的には前納していただくという形で、特別事情があれば、また別ということでは定めておりますけれども、基本的には前納していただくということを考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○4番（栗野久昭君）

ホテル並みというわけにはいかないでしょうけれども、リスク管理があるということで、今後詰めた決め方をするということですね。利用する側からして非常に使いづらいなという形になると、ちょっと利用率が下がってきますので、そこら辺は十分気をつけて決めてほしいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

この後、委員会付託もあるということなんですけれども、まず、指定管理者についてまだ不安な面がいろいろと残っているなというのが正直な感想であります。その中で、まず、あくまでも旅館業法の上で運営をしていくということで、有資格者というものが必要なのかなのか、これを1点確認させていただきます。

それと、この利用の許可が6カ月前から7日前までということですが、この中で優先順位があるのかどうか、要するに町が主催する事業がいきなり入ってきたり、6カ月前に一般の方が予約しているにもかかわらず町が主催するもの、また町長が認めるものの行事が入ってきた場合にその調整をどのようにするのか。

それと、指定管理者が想定される公募期間の中で、もし決まらなかった場合、この準備期間等がありますよね。その中で決まらなかった場合、これを先延ばしにするのかどうか、オープンを。この辺の、まずこの3つの確認をさせてください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

旅館業法につきましては、町のほうでとりたいと思っておりますので、資格は要らないというふうに考えております。

それと、優先順位につきましては、各調整会議というか、基本的には、優先順位としましては町の事業を優先的にして、あとは地域の事業というふうに段階的には考えておりますが、基本的に、町の事業であればある程度早目にわかってくると思いますので、そこはきちっとうちのほうから年間のスケジュールを役場内で回して、きちっと押さえるなり、そういったことは早目にしていきたいというふうに思っております。ただ、既に入っている分を押し

けてまでそれをやるということは当然できませんので、ただ、優先順位としましては、町の事業、それから各地域の事業、それから学校の事業といった形での優先順位は決めながら、今後の運営を行っていきたいというふうに考えております。

それと、指定管理者が当初の予定で決まらなかった場合につきましては、当然準備期間等がありますので、すぐにまた決めたいとは思っておりますけれども、どうしてもその期間が足りなければオープンの時期は先延ばしをしないといけないような時期になるかもしれませんけれども、基本的にはうちが想定している時期に合わせてオープンをしていただくような指定管理者を考えていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

その中で指定管理自体は非常にさまざまな要件が望まれていると思います。まず、やっぱり施設の管理から宿泊という特殊性、それと安定的な食堂及び自主事業の運営ということで、非常に特殊性の高い指定管理になると思っております。そうした中で、今現在、基山町としてベストとはいかないまでも、望む指定管理者像、例えば、自主事業として食堂の運営が義務なのかどうかも含めて、できればこうあってほしい、こういう事業者に手を挙げていただきたいというのがもしあればお聞かせください。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

まず、指定管理者になり得るような方ということで、夏に8月に仮の状況というか、その時点での運営状況を示した部分で、業者と一度意見交換会をさせていただきました。そこには食堂を運営していらっしゃる方、それに施設管理を専門とされる方等が7社ほどおいでいただいて、いろいろ意見交換をさせていただきました。やはりそれぞれ、今、議員おっしゃるように、得意分野がございますので、そういった方々でよりいい方が手を挙げていただければというふうには考えております。

町としましては、やはり初めてのこういった宿泊施設でございますので、まずは宿泊の部分をきちっと管理していただきたいと。やはり事故等が一番心配でございますので、そういったことが起きないように形できちっと運営をしていただきたいと思っております。

それと、今回は既存からありました食堂施設を使った合宿所ということをもた1つの売りといえますか、そういった事業としておりますので、やはり食堂運営もきちっとできる方、ちょっと非常に高望みでありますけれども、ここの役場周辺では食事をする施設がないという皆様方の御要望もありましたので、それに応えていただけるような方にぜひ来ていただきたいと思っております。

それと、あるいはそこに入られた方が、例えばこのイベントごとのときにもお弁当であったりとか、そういった部分ができるような方であれば、なおこの施設の利用も広がってくるのではないかなというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

前回の全協のときに危機管理のことでお願いして、きょう追加資料をいただきました。その追加資料の1ページを見ますと、合宿所で火災とか侵入とかあった場合の警備保障とありますけど、これは指定管理者が契約をしてこのように管理をする、何かあったらその時点で役場のほうに連絡が行くという、こういう組織図でいいんでしょうか。まず確認です。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

そのように考えております。

○議長（品川義則君）

牧菌議員。

○6番（牧菌綾子君）

ただ、前回も申し上げましたが、長野のほうのスキー合宿で来られ方が、子どもさんの財布、それがまとめて部屋のほうで管理をしていたら、その中から財布がとられたという。そういうことがあったので、ここにあるように、外からの侵入ということは、私が質問したときは余り想定をしていなくて、中でそういう紛失があったら困るなということで金庫等はどうなんですかということをお聞きしたんですけど、この組織図でいくと、そのあたりは警備保障に頼んでいるから、外部からの侵入に関しては何がしかの管理者にわかるような形にはなっているんでしょうけど、それで十分という形でのこの危機管理のマニュアルなん

でしょうか。

○議長（品川義則君）

内山まちづくり課長。

○まちづくり課長（内山十郎君）

施設には防犯カメラを設置して、事務所の中ではそこを見ることができるようにしていきたいというふうには考えておりますので、一定の、例えば皆さんが部屋に入られた後の室内の状況、あるいは玄関の状況というのはそこで管理者のほうで管理ができるというふうには考えております。

それと、あと金庫の分ですけれども、やはりそれぞれの部屋に金庫を置くというのはなかなか、その後の管理もありますので、そこは指定管理者のほうと協議を今後していきたいと思っておりますけれども、そこで一括してお預かりをして、きちっとした管理をしていただくとかいう形で、そういった盗難であったりとか、そういった部分の不安を解消していきたいというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第33号に対する質疑を終結します。

日程第11 議案第34号

○議長（品川義則君）

日程第11. 議案第34号 基山町条例を廃止する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これ総務文教の所管ですけれども、ちょっと基本的なところですので伺いたいと思いますけれども、この提案理由、歴史民俗資料館を老朽化等に伴い閉館するためというふう書いてあります。

私どもは、例えば、町の行政を見るときに総合計画ないし実施計画をもとに議論していきますし、平成29年度の施政運営方針について、この歴史民俗資料館の取り扱いについては記述がないんですね。それが急に、まさか臨時議会でこの老朽化という問題が出てきて、閉館

すると。こういう問題は、私は臨時議会で本当に取り扱っていいのかというのがまず第一なんです。もし本当にこれが、こういう問題があるとなれば、私はこれは3月の施政運営方針の中にきちっとたって年次計画で取り扱うと。なぜこうなったのかというと、提案理由がこれだけじゃないんだと。やっぱり民間保育所に用地を無償提供するために、歴史民俗資料館を閉鎖して解体して更地にしなければならないと。これが一番の問題ですから、理由だろうと思うんですね。そうすると、私はきちっと提案理由にそれは載せるべきなんだと。それに賛成反対、別として、提案する町長及び執行部の方が、町民にわかるように、なぜこういう問題が臨時議会で出てきたのかというのを私は提案をきちっとすべきだというふうなのがまず1点です。

それから、本当にこの条例を廃止するだけでいいのかと。例えば、保護条例がありますね。それとの関係とか出てくるんじゃないのかと。そういうふうに資料館そのものを廃止したら、じゃ、そういう条例には保護条例ありますけれども、それとの関係とか出てくるのじゃないのかと。この辺は精査されているのか。本来私は、例えば、地下倉庫に一時保管するとか、そういう扱いじゃなくて、きちっと代替施設を明示すると。その間一時的に、例えば、地下施設に保管するだったらわかりますよ。しかし、代替施設をどうするかもはっきりわからない中で、廃止して、そして資料館建物そのものを壊すと。じゃ、基山町にはそれぐらいの、逆に言えば、歴史的な価値があるのはそれぐらいしかないのかと。あれだけ9条いろいろ言いながら、今から先、保存整備計画もつくって、基山町の歴史、文化、そして資料等も保管していこうという中で、本当にこういう扱いでいいのかというのをどのように執行部の方は、私は逆に真剣に討論されたのかなと。特に教育委員会部局も、これは大事な中身だからあるんでしょけれども、この辺どのように議論されて、今日の提案になっていますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回、提案理由として老朽化等に伴いということで、説明の中でも申し上げさせていただきましたけれども、実際、35年経過しておるといところで、建物自体も雨漏りがあったり、クラックが入った部分があるということもあります。

今回、以前までは図書館が新しく昨年オープンしまして、資料館のほうは旧図書館のほうにそのまま整理作業等はあちらのほうで行っておったんですけれども、解体に関しては、実

松川の河川改修時に解体をするような形で考えておりました。今年度、実松川のほうの河川改修の法線のほうが具体的に決まりまして、資料館のほうには、そちらのほうにはかからないというようなことになりましたので、今回解体をし、民間の保育所用地に利用するという事で今後計画をしているところです。

代替ということで、資料館のほうを解体しますので、そちらに置いている分については仮置きとして役場の車庫等ですとか、地下倉庫、そういったところに仮置きをし、基肄城の保存計画の中で今後保存をしていく中で、発掘調査等もまた行っていくようになっております。そういった部分で、また資料等も出てきますし、そういう資料を展示する部分、基肄城の保存の全体的な部分に係るガイダンス施設というのも今後建設のほうを検討しております。そういう部分で、今後は資料館とあわせたところで、そういうガイダンス施設の建設を考えているというところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

だから、これだけ今から先、何年間も今から先、基肄城の保存整備計画も策定して、今言われるように代替施設、ガイダンス、いろいろしなければならぬと。これだけ長期にわたる計画を臨時議会ですべき案件じゃないんだと。この提案だったら、本当に歴史民俗資料館そのものが古くてしなければならぬと、先ほど雨漏りとか言われましたけれども、本当にそういう理由でしたら、私は臨時議会とかでするんじゃないで、来年度の3月議会の中できちっと計画をもとにしなければならぬと。そうじゃないでしょうと、理由が。先ほど少し言われましたけれども、民間保育所に用地を提供したいと、そのために歴史民俗資料館そのものの建屋がやっぱり邪魔になっているんだ、だから解体したいんだ、更地にしたいんだと。これが最大の理由でしょう。でも、私はその最大の理由を書かなければ、なぜ臨時議会でするのかという意味が町民の方にはわからないと、この理由では。だから、提案する、それは私たちがいい悪いを言っているんじゃないんですよ。提案する側がそういうふうにきちっと理由を言うべきじゃないのか、書くべきじゃないのかというふうなのが1点です。

それと、じゃ、今言われたように、その間は一体どうするのか。そういうふうな車庫のところとか地下倉庫とかいろいろ言われましたけど、本当にそれぐらいの価値しかない、基山町には資料はないんですか。今までいろいろ言っても、きちっとした施設ですよ。確かに

老朽化しているとはいえ。しかし、その施設を解体して、次いつできるかわからないけれども、とりあえず倉庫や地下室に保管しておきましょうと。それぐらいの価値しかないような、私は町なのかなと、逆に。捉え方ですよ。だから、もし本当にこの理由でするんでしたら、私は、何年度にはきちっとした代替施設、歴史民俗資料館の新たな施設を策定しますというのもまた片方で私たち議員に、町民の方に提案すべき事項ではないのかと。そうして初めて私はこれが老朽化したからというのが生きてくると思うんですけれども、そういう計画とかも何もない中で、ただ単に、いやもう古くなったからこの条例そのものを廃止して、建屋は解体しますというふうになっているんですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今、資料館のほうに収蔵している文化財そのものについて、その価値自体がないのかというふうには考えておりません。非常に重要な文化資産だというふうに我々も認識しております。ただ、今回は民間保育所のほうの建設もありまして、今年度中に移設をするという形になっておりますので、その後の建物については、今の保存計画、それから今後の保存整備委員会の中で具体的に検討して、逆に余り拙速に結論を出して、どういった建屋かということではなしに、そういったところでも十分話をもんでいながら、それでどういう形をつくっていくかというのを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

それでは、ちょっと私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

まず、一時的に文化財のほうを保管しますけれども、役場の地下とかでも保管しますけれども、これについては、除湿器、そういうものを整備してちゃんとした形で保存をしていくということでございます。残りについては車庫棟ですので、その車庫棟がいいかげんな施設とは私は認識しておりませんので、ちゃんとしたところでちゃんと保存をするということでございます。

最初、プレハブを建てて保存しようかということで考えておりましたけれども、それこそ仮設のプレハブで本当に保存していいのかという、今、本当に重松議員が言われたような間

題がありましたので、庁舎の中でちゃんと保存をしていこうということで、今回保存をしているものでございます。

それから、歴史民俗資料館につきましては、図書館が去年から開館しておりますけれども、実質的には図書館と一緒に本当はもう少しあそこに中央公園の中に建てる余裕があれば、本当は収蔵庫、それから書庫棟も建設しながら整備していくのが本来の姿ではなかったかと思えます。実際、図書館の建てかえにつきましては老朽化もありましたし、書籍の空間の狭隘とか、狭いというようなこともあって建てかえという問題が発生しております。歴史民俗資料館についても、課長が申し上げましたように、雨漏りとか、それから雨漏りによって展示物、収蔵物にカビが生えたり、文化財という町の宝を十分に保存できない、展示できないという施設になっておりましたので、そういう図書館と一緒に移設しようということで、そういう計画があったわけでございます。ただし、今申し上げましたように、その敷地自体が狭かったので、整備には至っておりませんで、暫定的に使用しとったということでございます。

今回につきましては、歴史民俗資料館の跡地については有効活用ということで民間の保育所を誘致するわけでございますけれども、この収蔵庫については、先ほど議員が言われたように、本当にちゃんとした収蔵庫を計画的に建てて、そして収蔵していくという方向でちゃんと計画を立てて、その場しのぎじゃないですけど、そういうことではなくて、ちゃんと町の宝を本当に保存していくというような形で計画をして整備していかなければならないというふうに考えております。

そういうことから、今回はもう老朽化しております施設を廃止して、それを廃止した後に有効活用として民間保育所を誘致するというところでございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。河野議員。

○8番（河野保久君）

今、副町長が大切な収蔵物だということでちゃんとしたところに湿度なんかも保ってそういうところに保管していくというお話なんですけど、僕は以前も質問したことがあるんですけど、若基小学校のプールの横のプレハブにもありますよね、保管物が。あれはどうにかならぬんですか。何かすごくあそこ人通りもあれだし、あそこがいかに保管庫という感じじゃないし、そんなに大切なものならきちんと町の目の届くようなところで保管すべきもの

で、学校の片隅の誰が責任を持って管理しているのかわからないようなところにそういう収蔵物を置いていくということ自体が僕は問題じゃないかと思っているので、ぜひこの際にあれもきちんとしたしかるべき場所に次のところができるまで、みんな町の役場の地下に送るなら、あれもこの際きちんとするべきじゃないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今おっしゃられたように、若基小のプールの横のほうの、以前コスモス教室で使っていたプレハブのほうに文化財のほうも収蔵をしております。これについても、先ほど言いましたように、新しく資料館をつくる際には全体の資料の量、そういった部分、今ある部分と今後また出てくる部分、そういった部分がきちっと収蔵できるような施設というのをまずそれを前提に考えながら施設の建設ということを検討していきたいというふうには考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第34号に対する質疑を終結します。

日程第12 議案第35号

○議長（品川義則君）

日程第12. 議案第35号 基山町合宿所建設工事請負契約についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。久保山議員。

○5番（久保山義明君）

これはまず、町長にお尋ねいたします。どこで聞こうかなと思ったんですけども、この合宿所建設において、まず、調整区域内に建物を建てるということ、そして旅館業法で本来は禁止されている要保護施設の隣に建設をするということ、そして、この前の議案第34号にありました歴史民俗資料館に関して、実松川の法線、そしてその期間ですね、要するにちょっとこれ関連していますので、済みません。あと、ダブルジビエに関して給排水の問題、こういうふうに関係機関にとっては非常に難しい案件がこの臨時議会でどっと来ました。

私がお尋ねしたいのは、要するに難しい問題を解決するのが町長としての、そして政治家としての役割だという認識は持っています。ただ、佐賀県側、いわゆる関係機関との調整を図る上で非常に危惧するところは、やはり基山町がかなり無理を言ってくるという認識を余り与えないほうがいいのかなということも正直考えておりますので、そういった、恐らくできることはできるで今回議案で上がっている形でできるんでしょうけれども、やはり関係機関にとって余り悪い印象を与えないことも同時に必要なんじゃないかなというふうに思っていますが、その辺の考え方を町長お願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、佐賀県からそんなに悪く思われておりますでしょうか。まず思われていないと思っております。仮に悪く思われるとしても、それが町民、基山町のためになるんであったら、それはいかようにでも悪く思われて私は構わないというふうに思っております。もちろん、それによって町政がまた進まなくなったり、そういうことが起こるようなことはないような万全の注意はしたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

久保山議員。

○5番（久保山義明君）

わかりました。町長の決意というか、そういうものをお聞きしたかった次第であります。

その中で合宿所建設において、ちょっとまだ危惧する部分も、先ほどもちょっと言いましたけれども、この中でお尋ねしたいのが、合併浄化槽の処理水ですね。私、こう見る限り、やはり公有水面というのがないような気がします。この合併浄化槽の処理した水というのは、私が見る限りでは道路の側溝に流す以外ないんじゃないかなと。道路の側溝に流した後に、恐らく実松川に流入していく可能性があるんですけども、その辺の水利権者等との関係とか、その辺もクリアされているのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、期日のことですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、浄化槽は下水道と同じ水質、また、個別に処理をする関係でよりいい水質となり、出ていくものということとなっております。また、施設についても認可製品を使うというのが施設建設の原則となっておりますので、ここで品質がまず保たれているという理解をしております。

農業用水につきましては、ここに限らず、通常、今の水質が完全に保たれているという考えの中で、農業用水の流入もここに限らず周囲では行っているところでございます。

あと、地域との関係につきましては、近接して田んぼ等が多い場合は行っております。今回、場所的に市街化がほとんどで、あと、これも道路側溝を経由しまして調整池なり、あるいは既存の水路なり流れていく部分でございますが、河川に流れ込む形になっております。中に田んぼがないことから、そういった説明会を行っておりませんが、今言った水質については、十分なもので流れていっているというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第35号に対する質疑を終結します。

日程第13 承認第5号

○議長（品川義則君）

日程第13. 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第5号））を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の11ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。歳入、14款3項。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。歳出、2款4項、選挙費。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、承認第5号に対する質疑を終結します。

日程第14 議案第36号

○議長（品川義則君）

日程第14、議案第36号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の16ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の分です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

19ページ、第2表 債務負担行為。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。歳入、17款1項、基金繰入金。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

今回の臨時議会の補正予算2,400万円のことでですけど、この財源充当につきましては全てふるさと応援寄附金というふうで、基山町にとっては切っても切れない重要なふるさと応援寄附金という考えでございまして、この資料の25ページ、基金の状況におきましても、ことしの当初予算で3億円の基金を見込まれております。この件について6月にも――9月もありましたけど、現在の進行状況、貴重な財源でもあり、基山町の今度の合宿所もほとんどこれで100%補填されているような状況ですけど、ちょっと財政当局も聞かないけど、現段階でもいいんですけど、今年度の3億円の積み立てが可能なのかどうか、現在の進行、ふるさと応援寄附金が補正とかも全然出ないようですので、順調にいつているということでは一番いいんですけど、現状のふるさと応援寄附金の進捗状況というか、予算に対する、どういうふうになっていますか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

当初予算で予定――予定しているというか、組ませていただいている、その近くにはいくかなとは思っています。一応12月の定例会の中で歳入歳出ちょっともう一回精査をして、補正予算のほうは計上させていただこうとは思っています。25ページの表でいいますと、絶対とは断言できませんけれども、近くのところにはいくかなというふうには思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

では、4ページ、歳出に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款1項1目、選挙管理費。――済みません、総務管理費です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次行きます。

5 ページ、10款 4 項. 社会教育費。末次議員。

○3 番（末次 明君）

3 目の文化財保護費、13節の委託料なんですけれども、きょういただきました資料で平成 29年度10月定例教育委員会の会議録なんですけど、この最終のページ、4、報告及び協議事項の中の(2)11月臨時議会の補正予算についてということで、教育委員のほうで意見が出ております。その中に、経費だけでそんなにするのか、要するにこの委託料だけ、設計委託料で168万8,000円がかかるのかということと、解体業者ができないのかというふうな質問がされておまして、町のほうの回答は、解体工事入札を行うため設計を行う必要があるというふうに答えてありますが、具体的にどのような説明を行われたんでしょうか。そして、公の施設、建物を解体するときにはどれぐらいの規模になると、こういうふうな設計の必要があるのでしょうか、お答え願います。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今の末次議員の御質問ですけれども、教育委員会の中で解体の設計委託業務、こちらの分で解体業者のほうができないのかという御質問が教育委員のほうからありましたけれども、これについては、例えば、1 者随契で業者を決めた上でやるということであれば、その業者に設計からお願いしてという形が可能になるかと思っておりますけれども、まずは業者選定のためにどういった工事をするのか、それから解体工事を行うに当たって法令に基づく適正な廃棄物処理ですとか、資料館解体時の第三者の安全対策を行うための計画書の作成ですとか、そういった仕様書の作成ですね。そういう積算を行うために、まずは設計をしまして、それから入札にかかるという行程が必要になりますので、そういったことで説明のほうをさせていただいております。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

2 点目の質問の解体の規模についてでございます。建設課のほうから回答させていただきます。

まず、規模に規定はございません。ただ、慣例法令といたしまして建設リサイクルと通称呼んでおりますが、平成12年に制定されました建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律によりまして、再資源化の義務がうたわれております。この法律の再資源化を可能とするために、細かくコンクリート等は破砕するなど、そういったものが必要になってまいりますので、規模につきましては、そういった材料、要は再資源化等がどれだけできるかという施設によって若干、1つ基準として固定されるものではなくて、個々に判断していくべきものというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○3番（末次 明君）

今後、公の施設をこういうふうに解体するとき、やっぱり町民の方の目線で見ると、設計料とかは高く見えますので、随時詳細な説明を今後とも行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

では、14款1項、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第36号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第15 委員会付託

○議長（品川義則君）

日程第15、委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（品川義則君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期臨時会休憩中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

ここで暫時休憩します。

～午前11時25分 休憩～

～午後4時32分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程第16 総務文教常任委員長報告、日程第17 厚生産業常任委員長報告

○議長（品川義則君）

日程第16. 総務文教常任委員長報告、日程第17. 厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

まず初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。重松総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（重松一徳君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員会審査報告を行います。

議案第33号 基山町合宿所の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第34号 基山町条例を廃止する条例の一部改正について

議案第35号 基山町合宿所建設工事請負契約について

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第5号））

議案第36号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第6号）

本委員会は、11月6日付付託されました上記の議案を審査の結果、議案第33号、34号、35号、承認第5号、議案第36号は原案を可決・承認すべきものと決定しましたから、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、議案第34号、議案第36号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第34号 基山町条例を廃止する条例の一部改正について

歴史民俗資料館の老朽化に伴い閉館した後、文化財や歴史民俗資料の保管・展示はどうするのかとただしたところ、役場地下室及び車庫棟で保管し、展示や見学の申し込みがあれば、適切に対応していきたいとのことだった。

また、今後の歴史民俗資料館設置についてただしたところ、基肆城跡保存整備基本計画の中で出土品や資料等を展示する新しいガイダンス施設を設け、その中で現在保管している基山町の歴史民俗資料等も保管・展示していきたいとのことであった。

当委員会としては、新しいガイダンス施設の建設場所と時期を明らかにすることと、提案理由については、町民にわかりやすい内容にすることを提案いたしました。

議案第36号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第6号）

歳出

10款4項1目15節 合宿所建設工事 1,966万7,000円

10款4項1目18節 施設備品 518万4,000円

合宿所と食堂の利用者利便について雨対策はされているのかとただしたところ、消防法の関係があり、連絡通路は設けていないとのことであった。

当委員会としては、夜間や降雨時、冬場の寒さ対策を講じるように提案いたしました。

一般利用者と合宿所利用者への食事提供で混乱は生じないのかとただしたところ、運用マニュアルを作成し、指定管理者と協議をしていきたいとのことでありました。

当委員会としては、合宿所と食堂は一体的な施設であり、町内外利用者が幅広く利用できるように指定管理者と十分協議するように提案いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（品川義則君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。久保山厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（久保山義明君）（登壇）

厚生産業常任委員会の審査報告を行います。

議案第32号 基山町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について

本委員会は、11月6日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第32号は原案を可

決すべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第32号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第32号 基山町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について

ジビエ解体処理施設の設置目的について、ダブルジビエのイノシシとエミューについては、被害状況や飼育における現況に大きな差があるため、なぜこの施設が必要なのかを具体的に条例に示すべきではないかとただしたところ、条例の第1条と提案理由については極力同じ内容とし、簡潔に示させていただいたとのことであった。ただし、当初予算の事業評価説明で行った六次産品の開発等も当然考えていくとの説明を受けた。

設置場所について、当初の予定地から南側へ変更になったことについてただしたところ、砂防堤計画が新たに示され大型擁壁の設置が予定されており、今後危険区域になる可能性が高いためとの説明を受けました。また、設置予定のキャンプ場グラウンドは行政財産の管理区分を分割し、植栽等による目隠しについては平成30年度予算で改めて検討したいとの説明を受けました。

解体処理等による合併浄化槽の処理水は、地元農業用水路へと流入することについてただしたところ、水利組合等が存在しないため、区長、生産組合、地元住民を対象とした説明会を行い、文書にて合意をしているとの説明を受けました。

指定管理料上限額算定基準額の使用料算定根拠についてただしたところ、150頭の内訳はイノシシ50頭、エミュー100頭であり、使用料は指定管理者が受諾し、不足した場合の町としての補填は考えていないとの説明を受けました。

指定管理者が公募期間中に決定しなかった場合は、どのような想定を考えているのかをただしたところ、あってはならないことだが直営を含め検討せざるを得ない。しかし、そうすると資格を有しないため、自家消費としての使用しか成り立たないとの説明を受けました。

当委員会としては、施設の費用対効果や設置目的を果たすため、公募期間の慎重な設定や該当がない場合においても随時募集を行い、有効な施設利用を目指すよう提案いたしました。

また、イノシシ駆除において有害鳥獣駆除委託を行っている猟友会についても、施設利用の促進や協議を重ねていくよう要望いたしました。

以上で厚生産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、質疑を終わります。

次に、討論、採決を行います。

日程第18 議案第32号

○議長（品川義則君）

日程第18. 議案第32号 基山町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第32号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。

本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第32号は可決されました。

日程第19 議案第33号

○議長（品川義則君）

日程第19. 議案第33号 基山町合宿所の設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第33号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第33号は可決されました。

日程第20 議案第34号

○議長（品川義則君）

日程第20. 議案第34号 基山町条例を廃止する条例の一部改正についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第34号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第34号は可決されました。

日程第21 議案第35号

○議長（品川義則君）

日程第21. 議案第35号 基山町合宿所建設工事請負契約についての討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第35号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第35号は可決されました。

日程第22 承認第5号

○議長（品川義則君）

日程第22. 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度基山町一般会計補正予算（第5号））の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

承認第5号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は承認です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、承認第5号は承認と決しました。

日程第23 議案第36号

○議長（品川義則君）

日程第23. 議案第36号 平成29年度基山町一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第36号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は可決です。

本案を総務文教常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（品川義則君）

全員起立と認めます。よって、議案第36号は可決されました。

以上をもちまして、平成29年第3回基山町議会臨時会を閉会します。

～午後4時44分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 品川義則

基山町議会議員 牧菌綾子

基山町議会議員 木村照夫